件		名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改
		-	正する条例
主	管	課	税務課
根拠法令等			障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成 20 年 12
			日 26 日公布 平成 22 年 7 日 1 日施行)

【改正の概要】

引用条項の規定整備

第43条第3項

(事業税の不均一課税)

第3条 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律<u>第43条第1項</u>に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。)<u>の数が55人以下である法人</u>(知事が定めるものに限る。)<u>で</u>あって平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する<u>各事業年度の雇用障害者数</u>が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度(以下「<u>基準事業年度</u>」という。)<u>の雇用障害者数</u>(基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。)<u>を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度</u>に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらに規定する<u>税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額</u>とする。

2・3 省略

施 行 日 平成22年7月1日

【その他参考事項】

障害者雇用促進のための県税の特別措置の概要

1 趣旨

障害者が自立して暮らせる社会づくりを推進するための県税の特別措置(事業税の不均一課税)

2 対象となる事業主

- (1) 常時雇用する労働者(短時間労働者を除く。)の数が55人以下であること。
- (2) 適用対象事業期間の雇用障害者数 > 基準事業期間の雇用障害者数 であること。 基準事業期間:法人 18.4.1~19.3.31の間に開始する最後の事業年度の期間 個人 19.1.1~19.12.31の期間
- (3) 雇用保険の適用事業の事業者であること。

3 不均一課税の内容

現行税率の2分の1を軽減(障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度) (例:雇用拡大数1人、雇用期間半年の場合は、5万円を限度)

4 適用対象事業期間

- (1) 法人 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度分
- (2) 個人 平成20年から平成22年まで

5 減収補填措置

なし。減収補填対象の特別措置条例の適用がある場合は、それらの条例の規定を適用 した後に、この条例の規定を適用。

6 適用実績

平成 20 年度 法人事業税 1 件 (8,800 円)